

中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事
における環境保全について
（シールド機組立等）

令和2年3月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

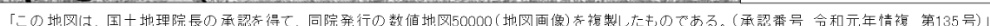
	頁
第 1 章 本書の概要	2
第 2 章 工事の概要	2
2-1 工事の概要	2
2-2 工事位置	2
2-3 施工手順	3
2-3-1 シールド機の搬入・組立	4
2-3-2 シールド発進の準備	6
2-4 工事工程	8
2-5 工事用車両の通行	9
第 3 章 環境保全措置の計画	11
3-1 環境保全措置の検討方法	11
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地	11
3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置	11
3-3-1 大気環境（大気質、騒音、振動）	12
3-3-2 水環境（水質、水資源）	15
3-3-3 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）	18
3-3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための 環境保全措置	20
3-4 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針	22
第 4 章 条例に基づく事後調査、及びモニタリング	23
4-1 条例に基づく事後調査、及びモニタリングの実施計画	23
4-2 条例に基づく事後調査、及びモニタリングの結果の取扱い	24

本書は、中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事を実施するにあたり、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【東京都】平成 26 年 8 月」及び東京都環境影響評価条例に基づく「中央新幹線 品川・名古屋間 事後調査計画（東京都）（平成 26 年 11 月）」に基づいて実施する環境保全措置及び事後調査に加えて、モニタリングの具体的な計画について取りまとめたものである。

第2章 工事の概要

- ・工事名称 : 中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）
- ・工事場所 : 東京都港区港南から神奈川県川崎市中原区等々力の間
※シールド機組立等の作業は、東京都品川区北品川四丁目で実施。
- ・工事契約期間 : 平成 30（2018）年 4 月 16 日～令和 8（2026）年 3 月 15 日
※シールド機組立等の作業は、令和 2（2020）年 4 月～令和 3（2021）年 3 月を予定。
※令和 2（2020）年 3 月までは、シールド機製作等を工場で実施。
- ・工事概要 : シールド工法によるトンネル掘削（約 9.2km）
※シールド機組立等の作業は、北品川非常口から等々力非常口まで掘削する
シールド機の組立及びシールド発進の準備を実施。
- ・工事時間 : 昼夜施工
- ・休工日 : 日曜日
※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず、休工日に作業や
運搬を行うことがある。

中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事の工事位置を、図 2-1 に示す。このうち、本書の対象であるシールド機組立等の作業は、北品川非常口の工事施工ヤードで行う。この工事施工ヤードを、図 2-2 に示す。また、同一の工事施工ヤードで別工事の北品川変電施設（地下部）新設工事を同時期に実施するため、相互に連携し、工事を行う。



2

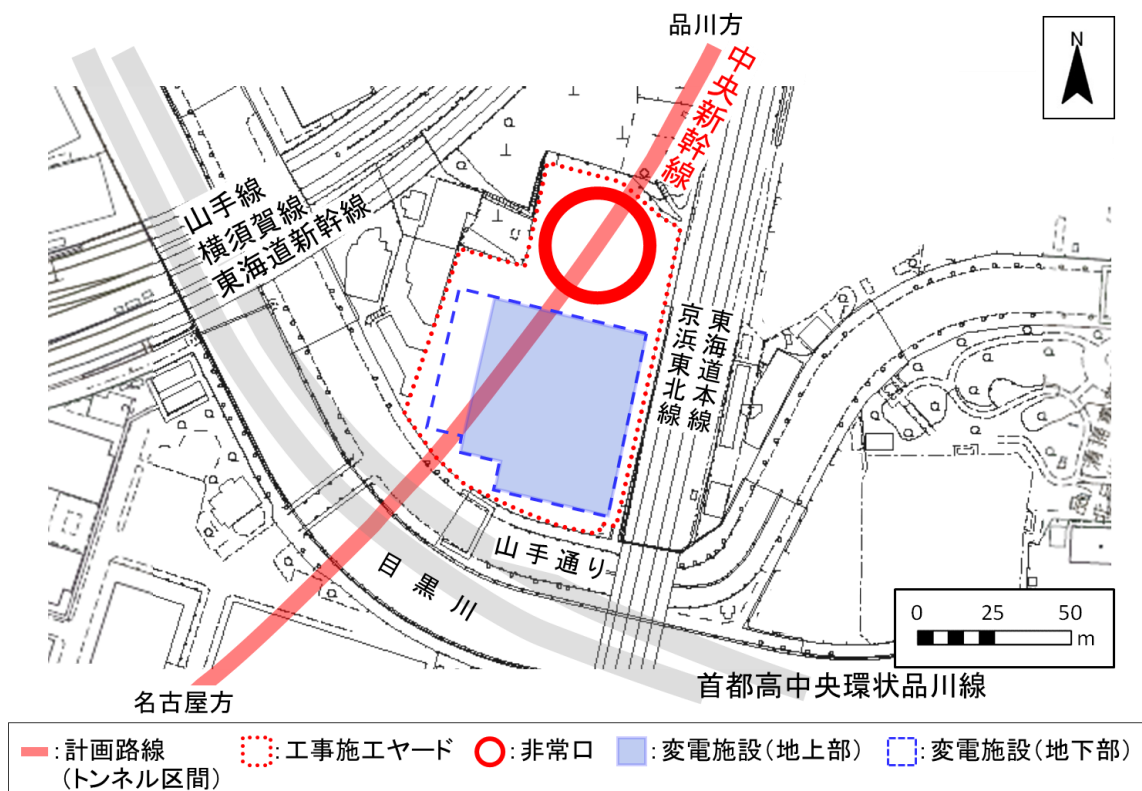


図 2-2 工事施工ヤード

2-3 施工手順

シールド工法によるトンネル工事の施工手順を図 2-3 に示す。このうち、本書の範囲であるシールド機組立等では、シールド機の搬入・組立、シールド発進の準備の施工を行う。なお、協議結果や現地の状況、工事の進捗等により、施工手順等が変更となる場合がある。

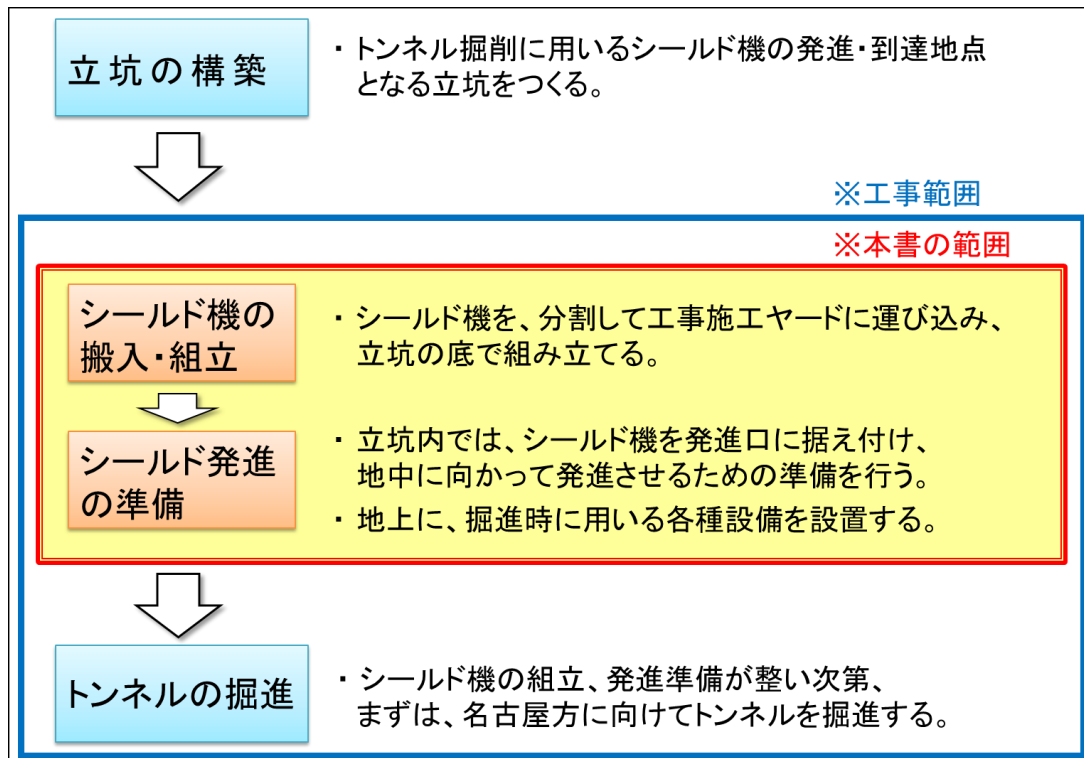


図 2-3 シールド工法によるトンネル工事の施工手順

2-3-1 シールド機の搬入・組立

シールド機は、トレーラーやトラック等で輸送できる大きさに分割し、工事施工ヤードに搬入する。シールド機の運搬に用いる車両の例を図 2-4 に示す。

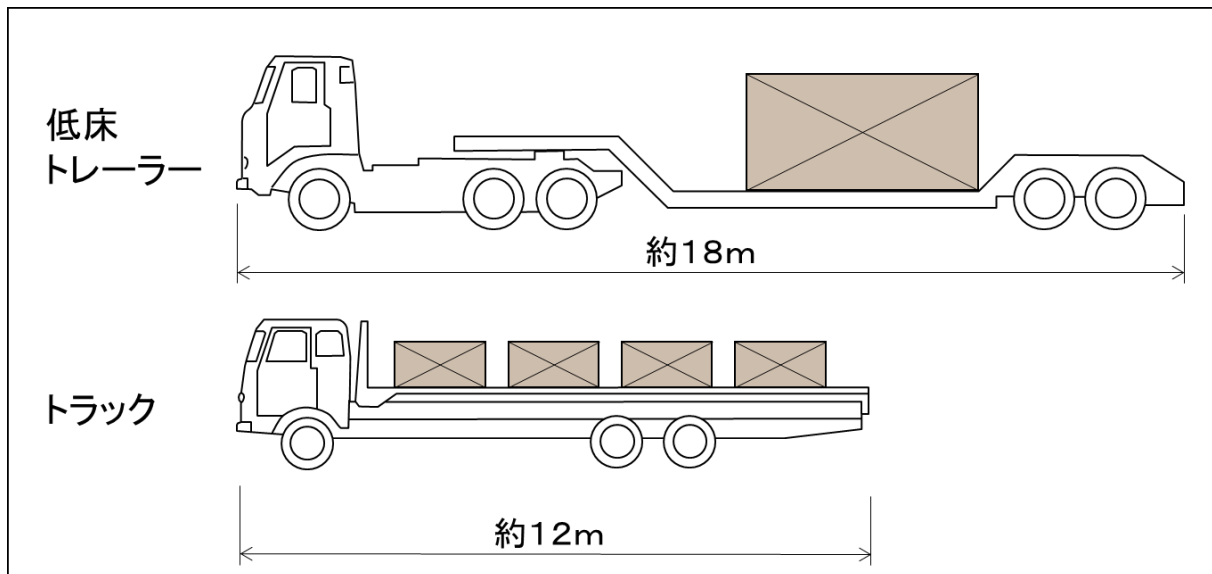


図 2-4 シールド機の運搬に用いる車両の例（荷姿はイメージ）

工事施工ヤードに搬入後、200t クレーンで運搬車両から荷を卸し、図 2-5 のように、200t クレーンと 750t クレーンを使用し、地上で仮組みを行う。仮組みした部品は、図 2-6 のように、順次 750t クレーンで立坑内に降ろし、シールド機を組み立てていく。参考にカッターヘッドを立坑内に降ろす場面のイメージを図 2-7 に示す。

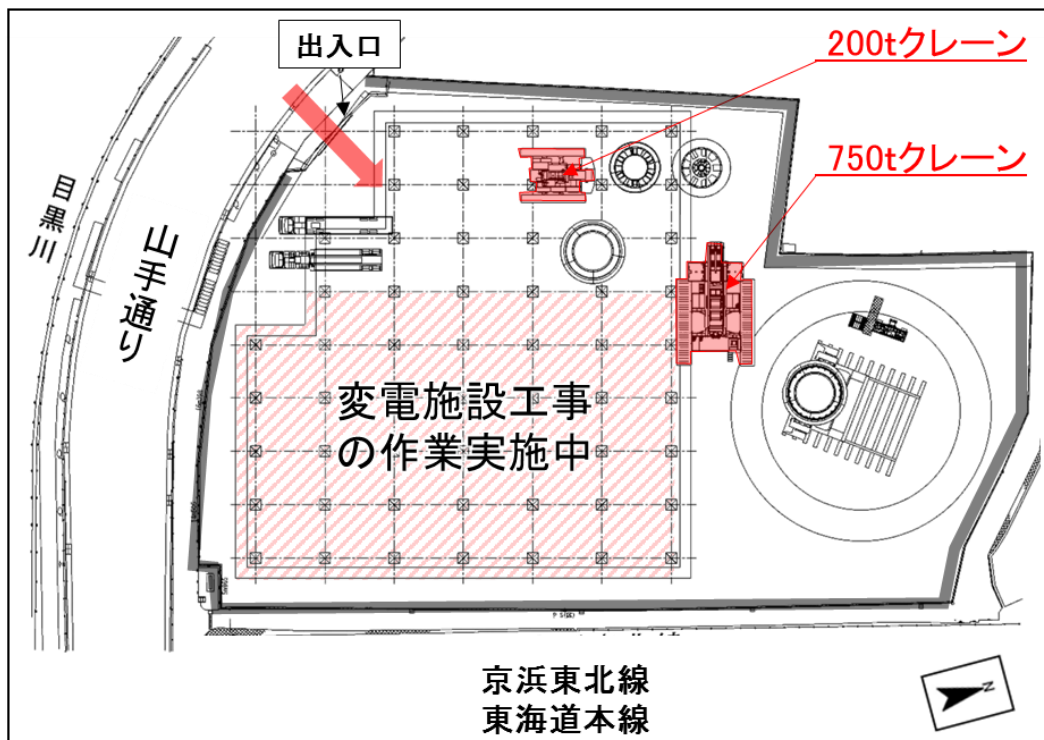


図 2-5 地上でのシールド機の仮組み

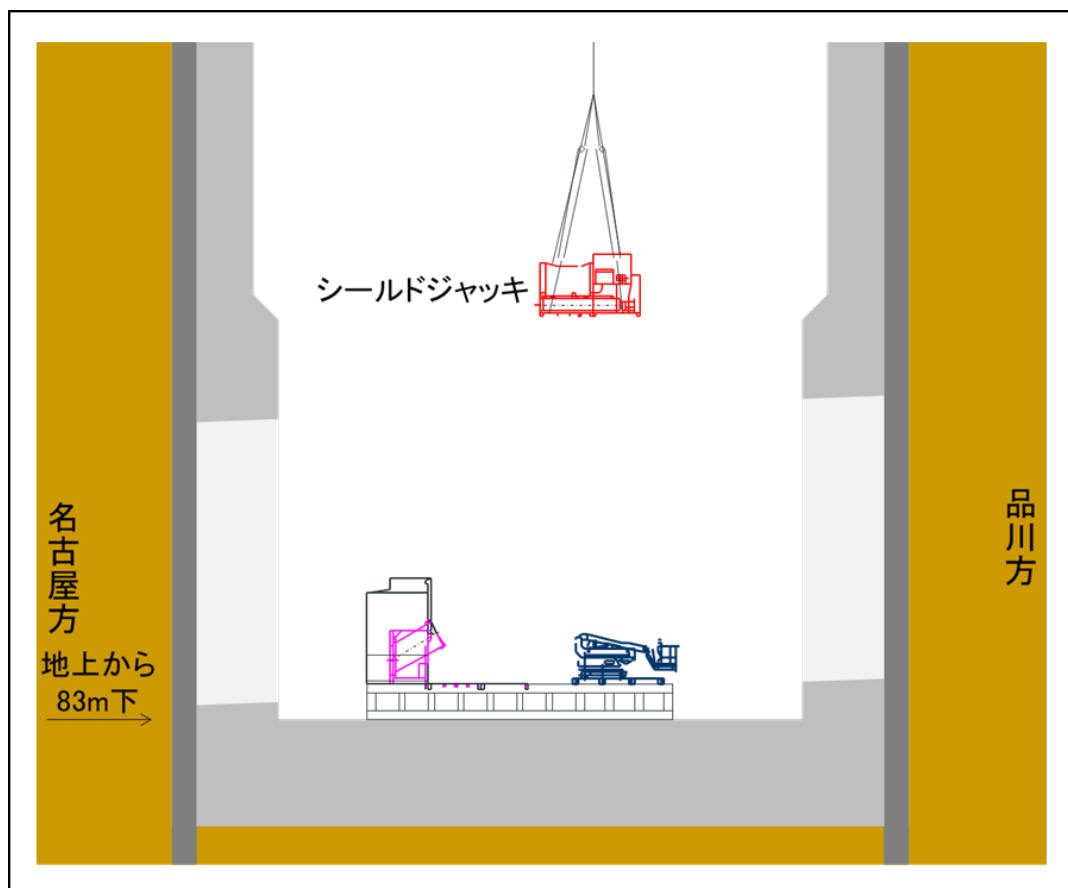


図 2-6 立坑内でのシールド機の組立状況

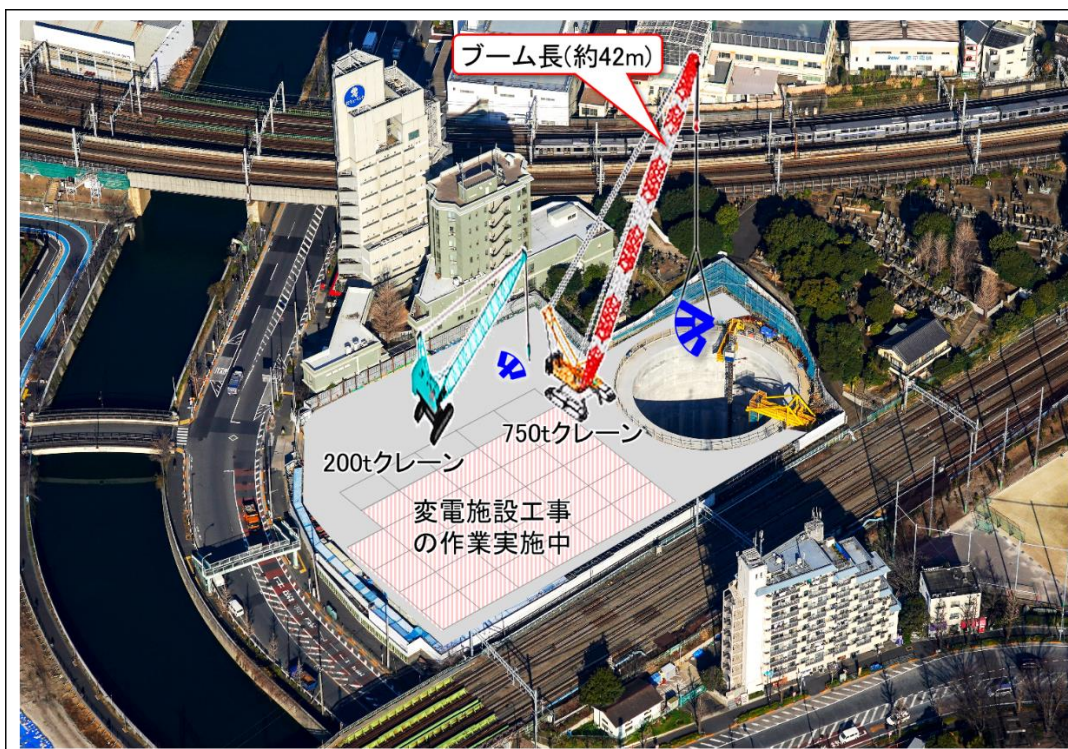


図 2-7 カッターヘッドを立坑内に降ろす場面のイメージ

2-3-2 シールド発進の準備

図 2-8 のように、シールド機を発進口に据え付け、地中に向けて発進させるための準備を行う。

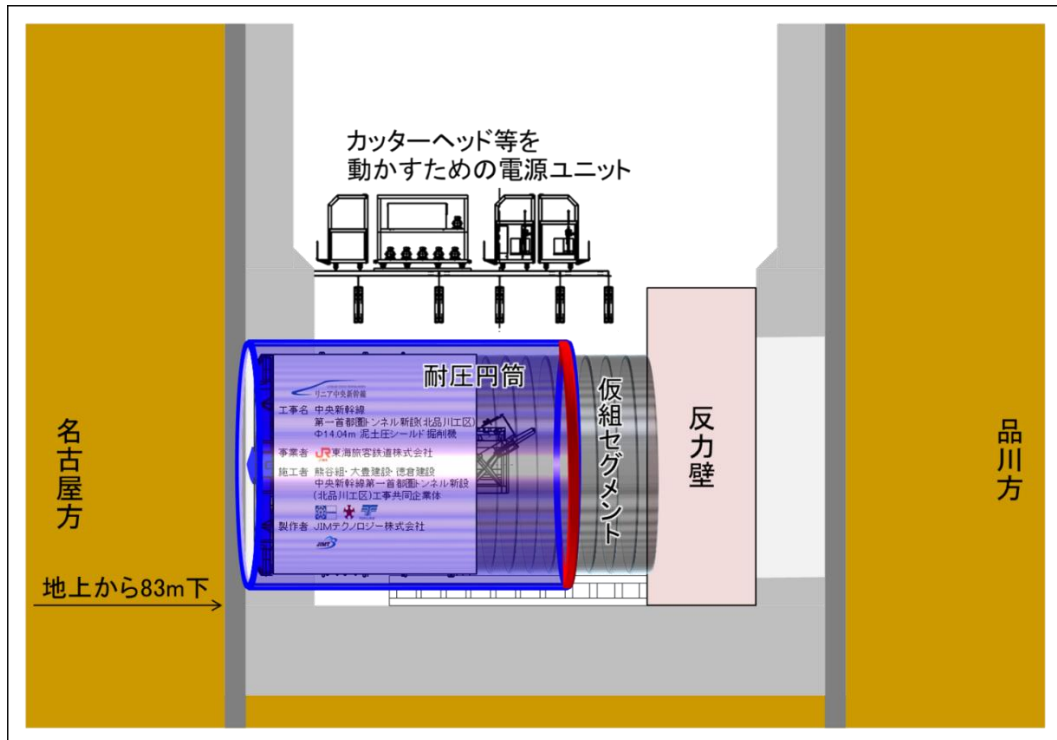


図 2-8 発進のために必要な設備の準備

立坑内作業完了後、立坑内作業に用いてきた 750t クレーンを解体し、図 2-9 のように、掘削の開始に必要な設備を地上に設置する。地上設備のイメージを図 2-10 に示す。



図 2-9 地上設備の設置位置



坑内換気設備



土砂ピット(初期掘進用)



掘削用プラント設備



セグメント置場

※類似工事の写真を掲載している。

図 2-10 地上設備のイメージ

2-4 工事工程

中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事の全体工程を表 2-1、本書の対象とするシールド機組立等の工程を表 2-2 に示す。なお、本工程は令和 2（2020）年 3 月時点での予定である。シールド機は、オリンピック・パラリンピック大会の開催前までにできる限り運び入れるようにする。8、9 月は、立坑内での溶接作業など大型車両の出入りが少ない作業を行う。

表 2-1 中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事の全体工程

工事種類	年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
シールド機組立・発進準備			←本書の範囲				
シールド機の搬入・組立							
シールド発進の準備							
トンネルの掘進							
北品川非常口から 等々力非常口まで							
北品川非常口から 品川駅まで							
トンネル内部の構造物構築							

※工程については、現時点での計画であり、工事の状況等により変更する場合がある。

※トンネル掘削等の内容については、計画の詳細を定めた後に、別途、環境保全の計画を取りまとめる。

表 2-2 本書の対象とするシールド機組立等の工程

工事種類	年度	令和2(2020)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
シールド機の搬入・組立													
シールド機の搬入													
シールド機の組立													
シールド発進の準備													
設備の搬入													
立坑内での発進準備													
地上での設備設置													

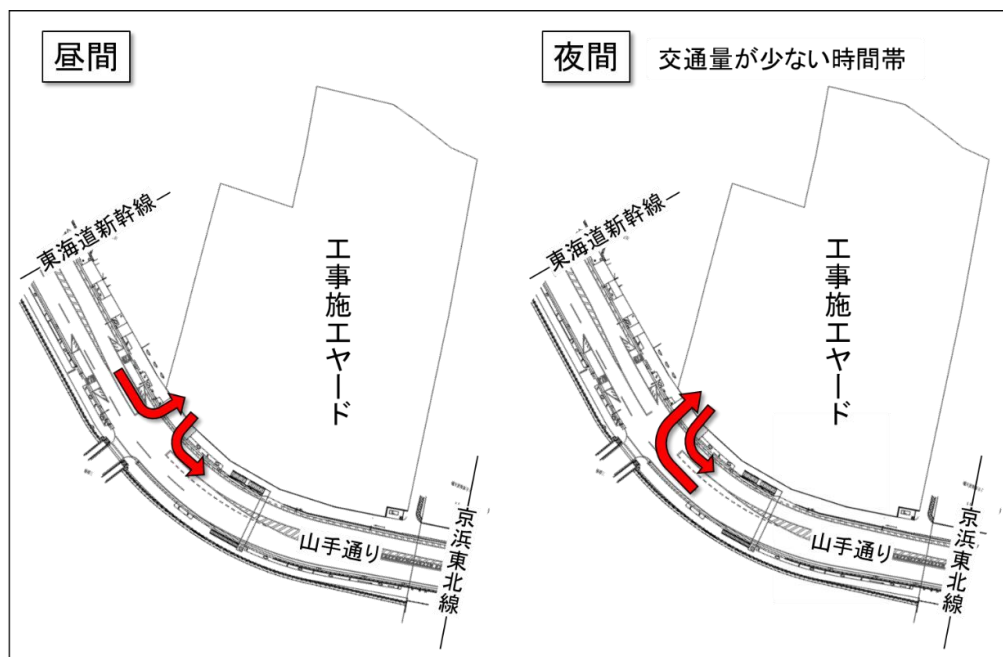
※工程については、現時点での計画であり、工事の状況等により変更する場合がある。

2-5 工事用車両の運行

使用する主な工事用車両は、シーールド機の部品等の運搬用のトレーラー車及びトラック等である。工事施工ヤードへの入出場は、図 2-11 のように、昼間は、山手通りを左折して工事施工ヤードに入場し、出場時も工事施工ヤードを左折して山手通りに出ることを基本とする。なお、夜間の交通量が少ない時間帯は、右折やバックで工事施工ヤードへ入場する車両もある。

シーールド機組立等の作業において、1 日あたりの最大運搬台数は約 20 台となる。なお、工事施工ヤードには、北品川変電施設（地下部）新設工事の工事用車両も出入りし、ピーク月の日平均計画台数は約 100 台となる。

工事施工ヤードへの搬入は、朝の通学時間帯(7:30～8:30)を避けた時間で行う。

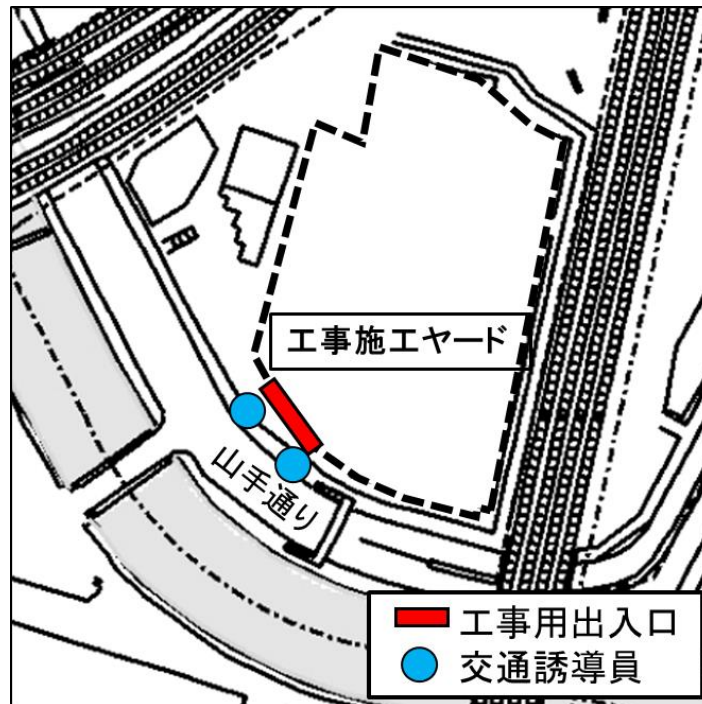


※入出場については、現地の状況等により変更する場合がある。

※北品川変電施設（地下部）新設工事の工事用車両も同様の入出場で計画する。

図 2-11 工事施工ヤードへの入出場

また、工事用車両の工事施工ヤードの入出場に際しては、図 2-12 のように工事用出入口に交通誘導員を配置し、歩行者及び自転車優先のうえで工事用車両の誘導を行い、歩行者等への安全対策を施す。また、工事用車両の入出場時は、山手通りに渋滞を発生させないよう後続車両の誘導も行う。なお、交通誘導員は、同一工事施工ヤードで工事を行う北品川変電施設（地下部）新設工事の工事用車両の誘導も兼ねる。



※現地の状況等により、配置は変更となる場合がある。

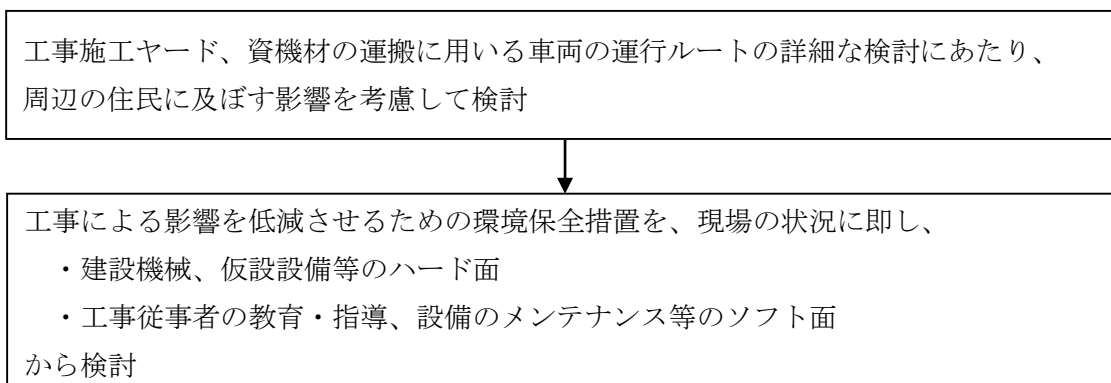
図 2-12 交通誘導員の配置

第3章 環境保全措置の計画

3-1 環境保全措置の検討方法

評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて下記に示す具体的検討手順により採否を検討した。なお、本書の対象とするシールド機組立等の工事施工ヤード付近において、重要な種又は注目種等が確認されなかったため、重要な種又は注目種等の生息・生育地の回避検討は実施しない。

(具体的検討手順)



3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回、環境保全措置を検討した事業計画地は、品川区北品川である。

3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、シールド機組立等の工事において実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し、以下の通り計画する。

3-3-1 大気環境（大気質、騒音、振動）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-1 及び図 3-1 に示す。

表 3-1 (1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (粉じん等) 騒音	仮囲い・防音シート等の設置	仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することで、粉じん等の拡散や騒音を低減でき、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））。	工事施工ヤードの周囲に高さ 3m の仮囲いを設置する計画（写真①）とした。なお、協議等により仮囲いの高さが 3m を確保できない場合は、防音シート等を設置し遮音対策を行う計画とした。さらに、一部住居が近い場所においては、防音効果の高いパネル（写真②）を設置する計画とした。また、シールド機組立等使用する 750t クレーンのエンジン部は防音シートで覆い、音の発生源対策を行う計画（写真③）とした。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	排出ガス対策型建設機械の採用	最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、極力最新の排出ガス対策型を使用する計画（写真④）とした。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置及び稼働とならない計画とした。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械が、片寄った施工とならないように配置・稼働させる計画とした。

表 3-1 (2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
騒音 振動	低騒音・低振動型建設機械の採用	低騒音・低振動型建設機械の採用により、工事に伴う騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、原則として、低騒音・低振動型建設機械を使用する計画(写真④)とした。



※工事の進捗に伴い、配置は変更となる場合がある。

※類似工事の写真を掲載している。

図 3-1 工事施工ヤードにおける大気環境に関する計画面の環境保全措置

工事中は、表 3-2 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-2 大気環境に関する工事の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	建設機械の使 用時における 配慮	工事の実施にあたって、高負 荷運転の防止、アイドリング ストップの推進等により、二 酸化窒素及び浮遊粒子状物 質、騒音、振動の発生を低減で きる。	工事施工ヤードで建設機械 の稼働に従事する者に対し て高負荷運転の防止及びア イドリングストップを講習・ 指導する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	建設機械の点 検及び整備に よる性能維持	法令上の定めによる定期的な 点検や日々の点検及び整備に よる、建設機械の性能を維持 することで、二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、騒音、振動の 発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建 設機械は、法令上の定めによ る定期的な点検や日々の点検 及び整備を行い、建設機械の 性能を維持する計画とした。
大気質 (粉じん等)	工事現場の清 掃、散水	工事現場の清掃、散水を行う ことで、粉じん等の発生を低 減できる。	工事施工ヤードでは、工事現 場の清掃及び散水を行う計画 とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	工事従事者へ の講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑 制、建設機械の点検及び整備 による性能維持について、工 事従事者への講習・指導を実 施することにより、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質、騒音、 振動の発生の低減が見込まれ る。	工事施工ヤードで建設機械の 稼働に従事する者に対して、 高負荷運転の抑制、建設機械 の点検及び整備による性能維 持について、講習・指導を実 施する計画とした。

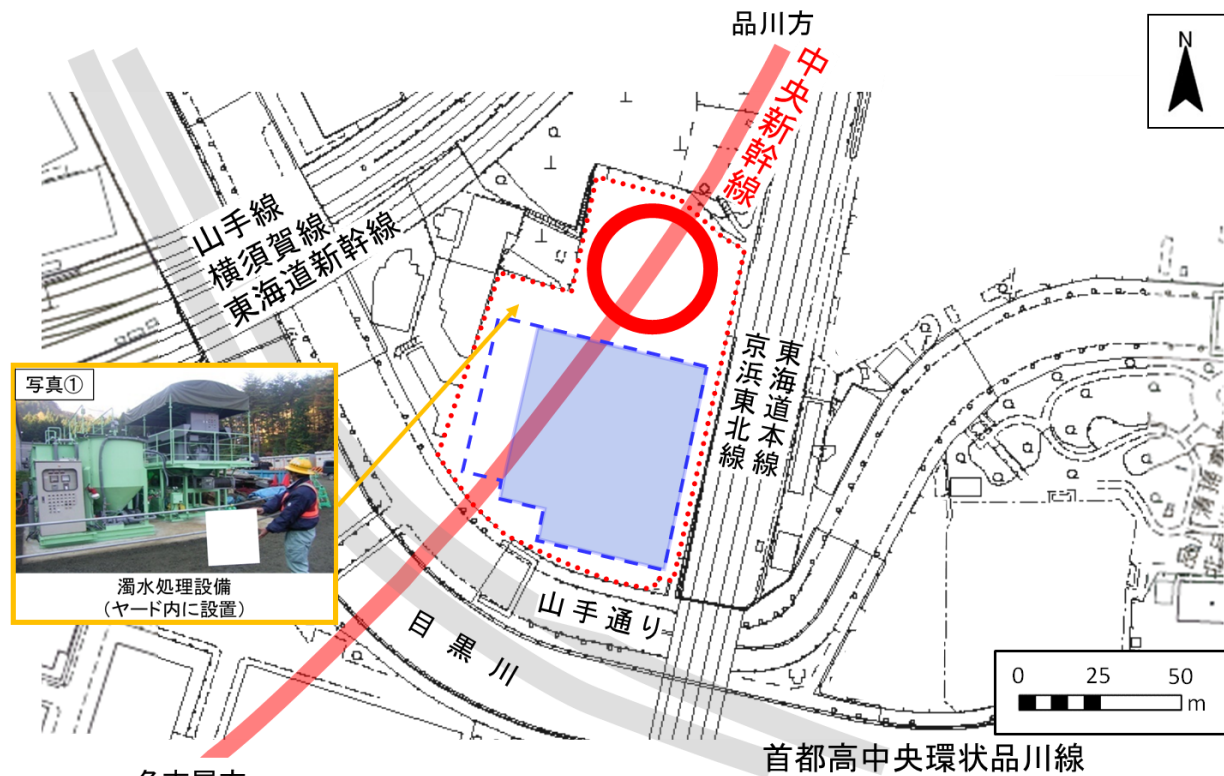
上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について、常時計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

3-3-2 水環境（水質、水資源）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-3 及び図 3-2 に示す。また、濁水処理のフローを図 3-3 に示す。

表 3-3 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水、アルカリ排水、自然由来の重金属等に汚染された排水、酸性化排水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令等に基づく排水基準を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理や中和等の対策をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードでは、工事用排水を処理するため、発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備を設置(写真①)し、必要に応じて中和処理等をしたうえで、下水道へ排水する計画とした。
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	下水道への排水	下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	工事施工ヤードは、下水道の利用が可能な地域であるため、工事排水を東京都下水道条例に基づいて処理をしたうえで下水道へ排水する計画とし、水の濁り、水の汚れ、水資源への影響を回避する計画とした。



—: 計画路線 (トンネル区間) □: 工事施工ヤード ○: 非常口 ■: 変電施設(地上部) □: 変電施設(地下部)

※工事の進捗に伴い、配置は変更となる場合がある。

※類似工事の写真を掲載している。

図 3-2 水環境に関する計画面の環境保全措置

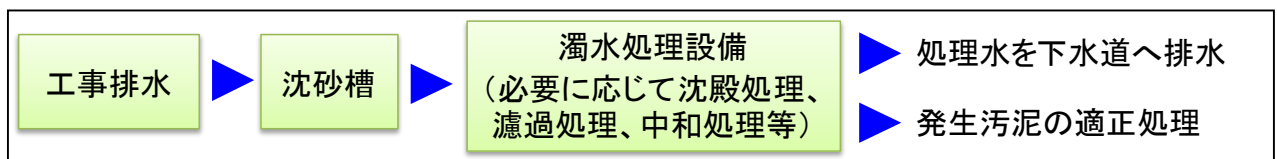


図 3-3 濁水処理のフロー図

工事中は、表 3-4 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-4 水環境に関する工事の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	工事排水の監視	工事排水の水の濁り、汚れを監視し、処理状況の定期的な確認により、水質管理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードからの工事排水は、処理水を下水道へ排水するため公共用水域への影響は回避されるが、排水前に処理水槽で監視する計画とした。
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	処理設備の点検・整備による性能維持	処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することで、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードに設置した濁水処理設備は、点検・整備を実施し、工事排水の処理を確実に実施する計画とした。

3-3-3 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-5 に示す。

表 3-5 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
温室効果ガス	低炭素型建設機械の採用	低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO ₂ 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	現場状況に鑑み、低炭素型建設機械を使用するよう努めるとともに、低炭素型建設機械が無い等採用できない場合はできる限り燃費性能の良い建設機械を使用する計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないような計画とした。

工事中は、表 3-6 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図ると共に適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-6 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）に関する工事の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等 温室効果ガス	副産物の分別、再資源化	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事に発生する副産物は、工事施工ヤードで細かく分別する計画とした。
温室効果ガス	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止について、講習・指導を実施する計画とした。
温室効果ガス	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する計画とした。
温室効果ガス	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する資材及び機械の運搬に用いる車両は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する計画とした。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。	工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、講習・指導を実施する計画とした。

3-3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-7 及び図 3-4 の通り計画する。

表 3-7 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行 計画の配慮	資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行ルート分散化等 を行うことにより、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質、粉じ ん等、騒音、振動の発生を低減 できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両の運行は、 できる限り定速走行が可能な 道路を運行する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及び 機械の運搬に用いる車両が 集中しないことで、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質、粉じん 等、騒音、振動の局地的な発生 を低減できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両の運行に ついて、車両を短時間に集中さ せない計画とした。
大気質 (粉じん等)	資材及び機械 の運搬に用い る車両の出入 口、周辺道路の 清掃及び散水、 タイヤの洗浄	資材及び機械の運搬に用いる 車両の出入口、周辺道路の清 掃及び散水、タイヤの洗浄を 行うことで、粉じん等の発生 を低減できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両の運行に ついて、必要に応じて車両の出 入口、周辺道路の清掃及び散 水、タイヤの洗浄を実施する計 画とした（写真①、写真②）。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	資材及び機械 の運搬に用い る車両の点検 及び整備によ る性能維持	法令上の定めによる定期的な点 検や日々の点検及び整備によ り、資材及び機械の運搬に用い る車両の性能を維持すること で、二酸化窒素及び浮遊粒子状 物質、騒音、振動の発生を低減 できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両において、 定期的な点検や日々の点検及 び整備を実施する計画とした。

表 3-7 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	環境負荷低減 を意識した運 転の徹底	資材及び機械の運搬に用いる 車両の法定速度の厳守、急発 進や急加速の回避を始めとし たエコドライブの徹底によ り、発生する二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質の発生を低減 できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両において、 法定速度の厳守、急発進や急加 速をはじめとしたエコドライ ブを徹底する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質)	低公害型の工 事用車両の選 定	低公害型の工事用車両の使用 に努めることにより、二酸化 窒素及び浮遊粒子状物質の発 生を低減できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両において、 低公害型の車両の使用に努め る計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動 温室効果ガス	工事従事者へ の講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる 車両の点検及び整備、環境負 荷低減を意識した運転につい て、工事従事者への講習・指 導を実施することにより、二 酸化窒素及び浮遊粒子状物質、 粉じん等、騒音、振動、温室 効果ガスの発生の低減が見込 まれる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両において、 車両の点検整備等に関して工 事従事者への講習・指導を実 施する計画とした。



※類似工事の写真を掲載している。

図 3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

3-4 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針

環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針は、以下の通りとする。

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- ・共同企業体職員に対し環境影響評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。
- ・同一工事施工ヤード内で工事を行う北品川変電施設（地下部）新設工事と相互に連携し、環境保全措置を実施する。

第4章 条例に基づく事後調査、及びモニタリング

4-1 条例に基づく事後調査、及びモニタリングの実施計画

工事の施行中の東京都環境影響評価条例に基づく事後調査、及びモニタリングについては、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【東京都】（平成26年8月）」及び東京都環境影響評価条例に基づく「中央新幹線 品川・名古屋間 事後調査計画（東京都）（平成26年11月）」に基づいて実施する。

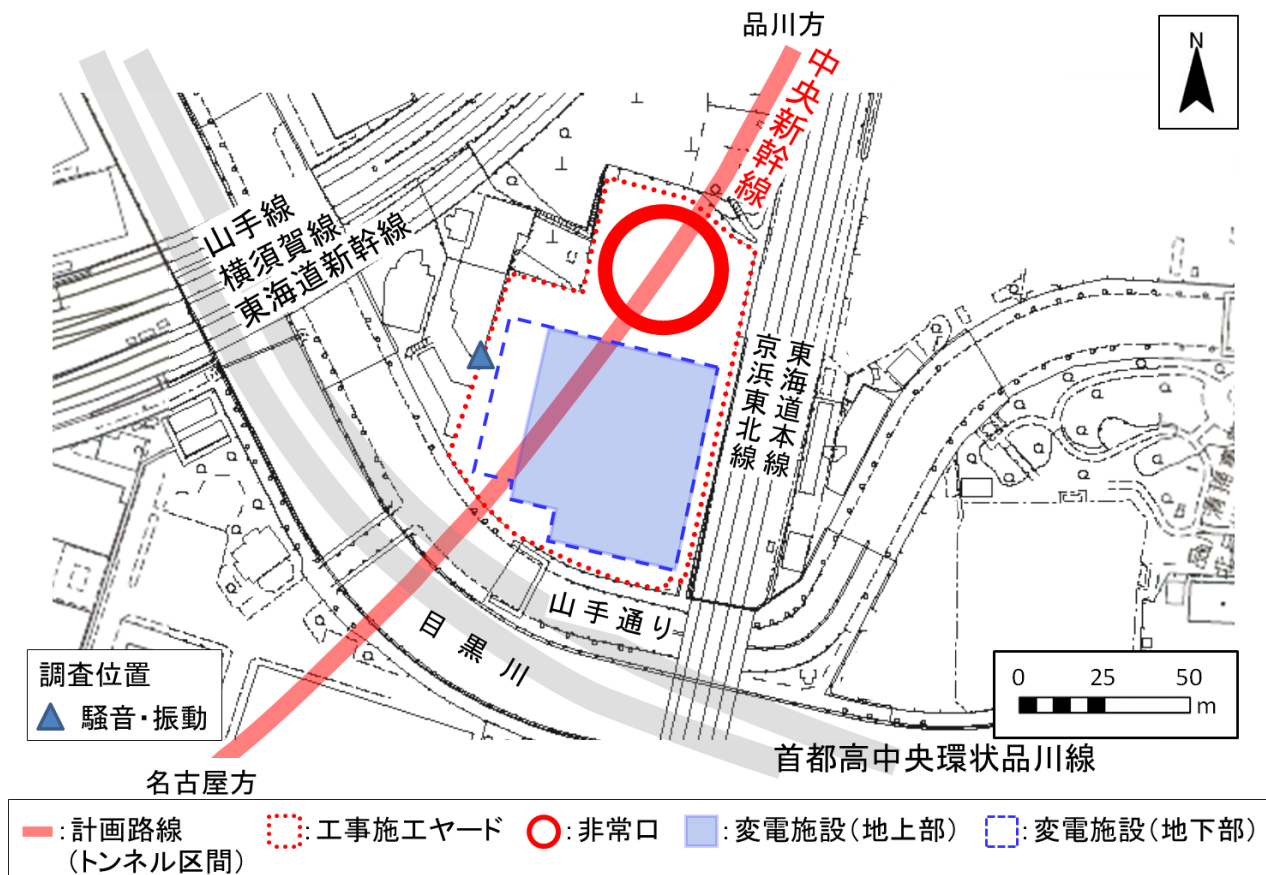
中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事のうち、北品川非常口の工事施工ヤードで行うシールド機組立等において、条例に基づく事後調査の実施内容は環境保全措置の内容や現地の状況、工事計画を考慮して以下の通りとする。以下の項目は、工事中、継続的に調査を実施する。

- －廃棄物等
- －温室効果ガス

また、条例に基づく事後調査とは別に、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の取組みとしてモニタリングを実施するが、北品川非常口の工事施工ヤードで行うシールド機組立等においては、該当する項目がないため、モニタリングは実施しない。騒音・振動については、モニタリングとは別に、図4-1に示す地点で常時計測を実施し、その結果も踏まえて影響の低減を図る。なお、常時計測の実施地点は、協議等により変更となる場合がある。

工事開始後に、北品川非常口の工事施工ヤードで行うシールド機組立等に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、モニタリングについても、必要に応じて項目や地点数を追加するなどの検討を行っていく。

（注）水質の条例に基づく事後調査、及びモニタリングについては、工事排水を下水道に放流するため、公共用水域へ放流しないことから、条例に基づく事後調査、及びモニタリングの項目から除外した。なお、濁水処理施設における排水時の監視は継続的に行っていく。



※協議等の結果により、調査位置は変更となる場合がある。

図 4-1 常時計測の実施地点（騒音・振動）

4-2 条例に基づく事後調査、及びモニタリングの結果の取扱い

- ・ 条例に基づく事後調査結果については、2年に1度東京都へ提出を行う他、当社のホームページに掲載する。
- ・ モニタリング結果や環境保全措置の実施状況については、年度毎に取りまとめ、東京都及び品川区へ送付を行う他、毎年当社のホームページに掲載する。
- ・ 必要により、環境保全措置の追加や変更を行う。